

「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、外国人就労者（技能実習生を含む。以下同じ）を受け入れている県内事業者及び県内事業者への受入れ等を支援する県内監理団体に対し、社内多言語化及び日本語学習普及並びに技能実習指導員等の講習会受講のための経費の一部を補助することにより、外国人就労者へのサポート体制構築及び企業の生産性向上を図るとともに、地域との多文化共生に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から補助事業に伴う収入（事業者又は監理団体が、複数の事業所の外国人就労者を対象に「日本語学習支援補助」事業を実施するにあたり、その複数の事業所から収入した負担金は除く。）を控除した額に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする事業者が、自己の責任において「技能実習指導員、生活指導員講習の受講補助」事業に着手して交付決定までに生じた経費を前項の規定による補助対象経費とすることができる。
 - 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 5 補助事業の実施期間は事業実施年度の2月末日までとする。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業実施に先立って行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日

までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
社内多言語化のための翻訳経費補助	鳥取県内に就労場所を有する事業者 (事業者には、企業	役務費 (業務マニュアル、社内掲示物などの翻訳料)	1 / 2	2万5千円 / 1事業者
日本語学習教材の普及補助	のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む) 及び鳥取県内に事業所を有する監理団体	需用費 (外国人就労者の日本語学習のための見本書籍購入費)	1 / 2	1万円 / 1事業者
日本語学習支援補助		報償費 (講師謝金など) 旅費 (講師及びボランティアへの交通費など) 需用費 (コピー代など) 役務費 (電話代、郵送代など) 使用料及び賃借料 (会場使用料など)	1 / 2	20万円 / 1事業者 (事業者又は監理団体が複数の事業所の外国人就労者を対象に開催する場合は、40万円 / 1事業者)
技能実習指導員、生活指導員講習の受講補助	鳥取県内に就労場所を有する事業者 (事業者には、企業 のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む)	役務費 (受講料)	1 / 2	5千円 / 1人 (1事業者各講習それぞれ1人まで)

注) 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金計画（報告）書

1 事業者情報（代表となる者）

法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
担当者名	
担当者メールアドレス	
連絡先（電話番号）	

2 事業内容等

対象者数等		名 支援先事業者名： _____ 住所： 〒 _____ ※（監理団体は支援先事業者名・住所を記載）
実 施 内 容	社内多言語化のための翻訳	内容（実施予定日・翻訳物の内容）
	日本語学習教材	内容（購入予定日・購入予定の書籍と金額）
	日本語学習支援（入国後講習除く）	期間 年 月 日～ 年 月 日 （継続的に開催する場合は、6カ月ごと又は年間で、申請してください） 時間 内容（カリキュラム及び講師・研修施設等）
	技能実習指導員、生活指導員講習の受講補助	内容（講習会名・受講日・受講料等）

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

	予算額	決算額	備考
県補助金			
その他			
自己財源			
合計			

※事業者又は監理団体が複数の事業所の外国人就労者を対象に日本語学習会を開催した際に、その対象事業所から収入した負担金は自己財源欄に記入することとし、備考欄にその内容を記入すること。

2 支出

（単位：円）

	予算額	決算額	備考
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料 賃借料			
合計			

第 年 月 日

様

鳥取県知事



年度「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及び交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金交付要綱（令和2年5月1日第20200013853号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。